

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 2 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（改正）

標記について、令和 2 年 6 月 26 日付け事務連絡において、宿泊施設において宿泊客がチェックインする場合に留意いただく事項をご連絡したところです。今般の新型コロナウイルス感染症の流行再拡大を踏まえ、宿泊施設においては感染対策を十分に徹底いただいているところと承知しておりますが、宿泊客に感染拡大の防止に協力いただき、宿泊客と宿泊施設の従業員等が安心して過ごすことができるよう、改めて留意事項を整理し、お示しいたしますので、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

傘下の団体や事業者等に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い発熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うこととする。
※ 発熱の目安は、37.5度以上の熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合とする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないことなど要請すること。

なお、受診・相談センターや宿泊施設等からの上記指示・要請が社会通念上正当な範囲内であって、かつ、正当な理由がないにもかかわらず、当該指示・要請に宿泊客が従わなかった場合は、「旅館業における衛生等管理要領」（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発 1811 号厚生省生活衛生局長通知）別添 3）で規定する「他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動」又は「合

理的な範囲を超える負担」として旅館業法第5条第2号に該当すると考えられる。

〈抜粋〉「旅館業における衛生等管理要領」

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

(1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者がとぼく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当するものと解釈される。

1) 暴力団員等であるとき。

2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(参考)

「宿泊客への検温等の周知の手法について」

Q. 宿泊客への検温の実施等にあたり、宿泊客へどのように周知すればよいですか。

A. 旅館・ホテルのホームページへ掲示することやフロントにおいて掲示することなどが考えられますので、以下の掲示例を参考にご対応をお願いいたします。

なお、医療機関等への連絡を行うにあたっては、事前に宿泊客本人の同意を得ていただくようお願いいたします。

(掲示例)

《宿泊されるお客様へ》

厚生労働省からの協力依頼により、検温等を実施しております。

ご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

- ① チェックイン時の検温において、37.5度以上の発熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合や、咳・咽頭痛の症状がある場合は、近隣の医療機関や受診・相談センター等に連絡をし、その指示に従うこととしております。
- ② 発熱や咳・咽頭痛の症状があるお客様には、他のお客様と接触しない個室で待機いただき、外出を控えていただくよう依頼することがあります。再三のお願いにもかかわらず、お客様が従って頂けない場合、お引き取りいただく場合がございます。